



頑張る事業者を応援します！

～令和2年度 基山町産業の振興に寄与する
団体等に対する補助金の公募について～

申問 産業振興課 ☎92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認められた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

■ 公募期間 9月15日(火)～10月6日(火)

■ 対象・申請要件・補助概要

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。 補助事業者は、町内に事業所等を有する者とします。 事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 予算の範囲内において補助金を交付します。 申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。
B事業	販わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認められた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認められた事業	

■ 補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。



「自社会館をもたない葬儀社」だからこそ提案できる

自宅葬・寺院葬で“故人と家族の想い最優先”のご葬儀を

【シンプルプラン】

248,000円 (税別)

※追加料金は発生しません。

適正価格・確かな品質・透明性を大切にしています。

株式会社天の川
社長 天野二夫







天の川 ☎0120-85-7851

〒841-0032 佐賀県鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行の北隣)

24時間対応 年中無休 天の川 自宅葬 検索

ホームページ




有料広告

募集

2020 ふ・れ・あ・いフェスタ開催します 出展者・ステージ出演者を募集します

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935 ✉kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp

町では、12月に開催されるふ・れ・あ・いフェスタ内で、特産品やハンドメイド品等、こだわりの物づくりをされている方や、日頃練習しているダンスや楽器の演奏を披露していただける方を紹介したいと考えています。

日時 12月13日(日) 午前9時～午後3時

場所 基山町役場周辺

- ・出展者：アリーナ内又は外テントでのブース
- ・ステージイベント：トラックステージ

※トラックステージの定員は5名。出演者が5名以上の場合はトラックステージ前面での出演となります。

申込資格 ・基山町在住者及び基山町内企業に勤務している者又はグループで、事前打ち合わせ協議に参加可能な方。
・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行っていただける方。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールでお申込みください。
申込書は、まちづくり課で配布している他、基山町のホームページでもダウンロードできます。

締切日 10月2日(金) 必着

留意事項 ・申込多数の場合や内容によっては、実施のご希望に添えない場合もあります。
・出店、ステージ出演者については、新型コロナウイルス感染拡大防止についてご協力をお願いします。
・新型コロナウイルスの状況等によっては、実施できない場合があることをご了承ください。

お知らせ

ハロウィンジャンボ宝くじの 購入は佐賀県内の売り場で！

問 (公財)佐賀県市町村振興協会 ☎0952-25-1913

9月23日(水)から10月20日(火)まで「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます。

この宝くじの収益金は、各県の販売額に応じて各市町村へ市町村交付金として配分され、明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために活用されます。

▽町内の宝くじ売場

- ・マックスバリュ基山店
- ・基山郵便局

コラム

消費生活コラム Vol.10

慌てないで！災害後の住宅修理トラブル！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171 (毎週金曜日午前9時30分～午後3時30分)
消費者ホットライン ☎188

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、屋根のふき替え工事をしてもらうことになったが約200万円と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで困っていたこともあり契約したが、やはり高額なので解約したい。(70歳代 女性)

【アドバイス】

- ・豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- ・安心して依頼できる事業者について、日頃から情報を集めておくことも大切です。
- ・自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困った時は、早めに消費生活相談窓口等にご相談ください。

(国民生活センター・見守り新鮮情報第343号より)

コラム

交通安全コラム Vol.13
あおり運転罰則創設

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

令和2年6月10日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。※自転車など軽車両の運転者にも適用されます。

あおり運転をした場合	①妨害運転（交通の危険のおそれ） 他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為（※）であって、当該車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある場合 ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金・違反点数25点・免許取消し（欠格期間2年）
あおり運転で危険が生じた場合	②妨害運転（著しい交通の危険） ①の犯罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合 ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金・違反点数35点・免許取消し（欠格期間3年）

（※）一定の違反…妨害（あおり）運転の対象となる違反は以下の10種類です。

【一定の違反】

- ①通行区分違反：わざと自分の走行車線ではない車線を走行する
- ②急ブレーキ禁止違反：後続車を困らせるようわざと急ブレーキをふむ
- ③車間距離不保持：わざと車間距離をとらない
- ④進路変更禁止違反：進路変更で他車の進行を妨害する
- ⑤減光等義務違反：前方車が迷惑するほどヘッドライト等で照らす
- ⑥警音器使用制限違反：クラクションを周囲に迷惑なほど鳴らす
- ⑦安全運転義務違反：幅寄せなど危険な運転を行う
- ⑧最低速度違反（高速自動車国道）：高速自動車国道で最低速度以下で走行する
- ⑨高速自動車国道等駐停車違反：他車の迷惑となるように高速自動車国道等で停車や駐車する
- ⑩追越し違反

お知らせ

令和2年度
秋期農作業標準賃金

問 農業委員会事務局（産業振興課内） ☎92-7945

基山町農業委員会では、令和2年度秋期農作業標準賃金を決定しました。下表の金額は目安ですので、地域の実情やほ場の条件等を考慮し、双方で調整してください。

作業名	内容	金額(円)	備考
稲コンバイン刈 (10aあたり)	刈り取り、 脱穀	15,800	カッター付き
麦まき (10aあたり)	平坦	14,700	荒おこし、うねたて、 整地、種まき (種麦、種消毒、肥料代は 含まず)
	山間、山麓	16,300	
耕起 (10aあたり)	平坦	8,700	荒おこしのみ
	山間、山麓	9,800	
	平坦	13,100	
	山間、山麓	14,700	荒おこし、うねたて、 整地
乾燥調製	乾燥・もみすり	2,100	生もみ60kgあたり
農地保全管理 (1時間あたり)	草刈り	2,000	燃料代、機械借上料を 含む

